

第 8 号の 2 様式（第 1 0 条の 2 関係）

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

令和7年 6 月 21 日

個 人 情 報 フ ァ イ ル の 名 称	障がい者(児)福祉に関する管理ファイル
行 政 機 関 等 の 名 称	東京都板橋区長
個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	福祉部 障がい政策課 担当 計画推進係 電話番号 03（3579）2361
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 利 用 目 的	障害者基本法（昭和 45 年 5 月 21 日法律第 84 号）第 3 条第 1 項 第 1 号「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、 文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるこ と。」また、同項第 3 号「全て障害者は、可能な限り、言語（手話 を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が 確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段について の選択の機会の拡大が図られること。」と定められており、板橋区 では、対象となる障がい者等に対する福祉の増進を目的として、 「心身障がい児余暇活動支援事業」、「聴覚障がい者等意思疎通支 援事業」、「心身障がい者(児)レクリエーション事業」、「障がい者 更生援護功労者感謝状贈呈」、「手話言語理解啓発事業」、「東京都 板橋区ボランティア保険」「コミュニケーション支援機器の利用」 を実施している。各事業の適正な実施と管理のために必要な情報 を全庁 L A N システム（共有フォルダ）にて保管している。
記 録 項 目	1 住所 2 氏名 3 生年月日 4 電話番号 5 F A X 番号 6 年齢 7 性別 8 障がいの有無 9 E メールアドレス 10 学年 11 同伴者の情報 12 勤務先・学校の所在地 13 アンケートの意見・回答 14 納税状況 15 口座情報
記 録 範 囲	・障がい者団体、ボランティア、指導員、講師 ・各事業の利用申請者 ・更生援護功労者
記録情報の収集方法	収集の相手方：各事業の利用申請書等を提出する者 収集の手段：窓口申請（紙）、郵送申請（紙）、電子申請により収 集

要配慮個人情報が含まれるときは、旨	☒ 含む（上記記録項目の番号 8 ） ☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☒ あり（経常的提供先 東京手話通訳等派遣センター、板橋区聴覚障害者協会） ☐ なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	東京都板橋区総務部区政情報課	
	〒173-8501 東京都板橋区板橋 2 - 6 6 - 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	☐ あり（他の法令の規定 ☒ なし	
個人情報報告ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理 ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		

作成された行政機関等 匿名加工情報に関する 提 案 を す る こ と が で き る 期 間		
備 考	業務の名称	障がい者（児）福祉に関する業務
	ファイルに 記録される 本人の数	約 3, 5 0 0 人
	その他	